

## 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年3月22日提出

長岡地域合併協議会  
会長 森 民 夫

### 公共的団体等の取扱い

新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向・実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿って次のとおり調整に努める。

- (1) 各市町村の全部または一部に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 各市町村の全部または一部に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- (3) 各市町村の全部または一部に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
- (4) その他の団体は、原則として現行どおりとする。